

○鎌田 こども青少年局企画部青少年課担当係長

令和4年度第2回こども・子育て支援会議放課後事業部会を開催させていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、公私ともどもご多用の中、本日はご出席賜りまして本当にありがとうございます。

私は事務局を担当しておりますこども青少年局企画部青少年課担当係長の鎌田といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですけれども、この会場のほうにお越しいただくか、またウェブでの会議参加を選択していただく形での開催となっております。

本日、ウェブ参加で、池田委員に参加いただきます。司会者の声、聞こえておりますでしょうか。池田委員、司会者の声は聞こえていますでしょうか。

○池田 委員

池田です。聞こえております。

○鎌田 こども青少年局企画部青少年課担当係長

ありがとうございます。

ウェブでの参加、どうぞよろしくお願いいたします。なお、私たちのほうではウェブで声がどれだけ聞こえているかというのが分からないということもあります。会議の時々で、もう一度発言をお願いすることもあるかと思います。そのときはご協力よろしくお願いいたします。

また、池田委員におかれましては、ご発言のときにはマイクをオンにする形で、そして発言の後はマイクをオフにする形でのご参加でよろしくお願いいたします。

さて、本会議につきましては原則公開となっております、会議開始と同時に傍聴の方に入ってくださいこととなっております。本日に関しましては傍聴希望というのはいらっしゃいませんでしたので、傍聴者なしという形で進めさせていただきますので、各委員の方、ご了承のほうよろしくお願いいたします。

では初めに、本日ご出席いただいております委員の皆様方のご紹介をさせていただきたいと思います。

本日の資料を1枚めくっていただきまして、資料1の委員名簿をご覧くださいませでしょうか。

本日の会議ですけれども、お手元の資料と同じものとなりますが、画面のほうでも映す形で進めたいと思います。確認しながらとなるため、少し進行が遅れることもあるかと思いますが、ご了承をお願いいたします。

お手元の委員名簿の順にお呼びさせていただきたいと思います。

天理大学副学長人間学部教授、岡田委員でございます。

○岡田 委員

岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田 こども青少年局企画部青少年課担当係長

続きまして、大阪市主任児童委員連絡会を代表しまして、本年度第1回会議では大野委員に参加

いただいたのですけれども、主任児童委員連絡会のほうでの役員改選がございまして、大野委員から交代しまして、今回から新たに松田委員に参加いただいております。

○松田委員

どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課担当係長

続きまして、大阪市PTA協議会副会長、久保委員でございます。

○久保委員

久保です。よろしくお願いいたします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課担当係長

大阪市子ども会育成連合協議会顧問、中山委員でございます。

○中山委員

中山です。よろしく。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課担当係長

社会福祉法人大和福祉会理事、名城委員でございます。

○名城委員

名城です。よろしくお願いいたします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課担当係長

大阪市青少年指導員連絡協議会会長、山下委員でございます。

○山下委員

山下です。よろしくお願いいたします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課担当係長

そして、ウェブでの参加としまして、大阪市立小学校校長会の副会長池田委員でございます。

○池田委員

池田です。よろしくお願いいたします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課担当係長

なお、こども・子育て支援会議条例第9条に係る規定を準用しまして、本日の会議に関しまして、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないと条例はなっておりますが、本日委員

7名中7名、皆様全員ご出席いただいておりますので、定足数を満たしておりますことを改めてご報告いたします。

続きまして、本市の出席者のほうをご紹介します。

こども青少年局企画部長の松田でございます。

○松田 こども青少年局企画部長

松田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○鎌田 こども青少年局企画部青少年課担当係長

放課後事業担当課長の吉田でございます。

○吉田 こども青少年局企画部放課後事業担当課長

吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○鎌田 こども青少年局企画部青少年課担当係長

教育委員会事務局総務部施設整備課担当係長の伊丹です。

○伊丹 教育委員会事務局総務部施設整備課担当係長

伊丹です。よろしくお願いいたします。

○鎌田 こども青少年局企画部青少年課担当係長

教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当課長の代理で関之尾でございます。

○関之尾 教育委員会事務局指導部指導主事

関之尾です。よろしくお願いいたします。

○鎌田 こども青少年局企画部青少年課担当係長

あと、事務局となります。改めまして鎌田です。よろしくお願いいたします。

○石見 こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

石見です。よろしくお願いいたします。

○中野 こども青少年局企画部青少年課担当係長

中野でございます。よろしくお願いいたします。

○大西 こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

大西でございます。よろしくお願いいたします。

○鎌田 こども青少年局企画部青少年課担当係長

それでは、会議に先立ちまして、こども青少年局企画部長の松田よりご挨拶申し上げます。

○松田 こども青少年局企画部長

それでは、改めまして、こども青少年局企画部長の松田でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方、本日はお忙しいところ、年度末でいろいろと大変な時期に、お時間をいただきまして、またお足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

また、平素からこのようなこども・青少年施策に一方ならぬご尽力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

昨年の11月に第1回会議を行い、そのときに子ども・子育て支援計画の中間年の見直しということで、数値目標の見直し案を出させていただきまして、皆さんのご意見をいただきながらご承認いただき、その後、こども・子育て支援会議の親会のほうへ諮らせていただいております。大阪市の手続を踏まえまして計画の変更をご審議いただきましたので、この場をお借りしましてご報告させていただきます。ありがとうございました。

本日につきましては、第2回の部会になりますが、本市の放課後施策であります児童いきいき放課後事業と留守家庭児童対策事業、この2つにつきましては、この間の1年間の取組状況、それから来年度の予算案が示されておりますので、その中身につきましてご説明差しあげたいと考えております。

今回、大阪市は、ご存じのように4月に市長選挙がございまして、市長が交代するということになってまいりますので、予算のほうは骨格予算となっております。新たな政策、政治的判断に基づく新規事業につきましては計上されてはいないのですが、この放課後事業につきましては大きな影響はなく今回の予算案で大体子どもがやりたいことが反映されているというふうに見ていただけたらと考えております。取組の内容や予算の考え方につきまして、また忌憚のないご意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

あと、前回の事業部会のほうでご意見いただきました保護者の方を対象としました子どもに関する相談先や研修等の情報提供について、今回、教育委員会事務局から資料提供をいただいております。その中身のほうも今日、報告させていただきたいと思っております。内容を見ていただきまして、もしよければ周囲の方々にご周知していただけたら、こういった取組が広がっていったいいかなと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

そうしましたら、これからしばらくお時間いただきますけれども、できるだけ円滑な運営、会議進行に努めてまいりますので、皆様のご協力どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田 こども青少年局企画部青少年課担当係長

続きまして、配付いたしました資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日、机上には、先に送付させていただいておりますが、順番にお伝えしたいと思います。

まず、本日のレジュメとしまして、今、画面にも映っておりますが、令和4年度第2回こども・子育て支援会議放課後事業部会と書かれた資料。

そして、1枚めくっていただきまして、資料1としまして、こども・子育て支援会議放課後事業部会の委員名簿。1枚まためくっていただきまして、右上のところに資料2と書いている、児童いきい

き放課後事業についてと書かれた資料をお配りしています。こちらのほうが 10 ページまで続きまして、資料 3－1 としまして、右上のところに資料 3－1、留守家庭児童対策事業についてと書かれた資料、こちらのほうが 3 ページあります。次に資料 4、令和 5 年度予算案について（抜粋）と書かれた資料までで 1 つとなっております。ここまでの資料となっておりますが、お手元にございますでしょうか。

続いて、参考資料として、左上のところに令和 5 年 1 月、小学生の放課後と書かれた資料はありますでしょうか。

あと、左上のところに、子育て家庭を応援する親力アップサイトと書いている資料。こちらは、前回ご意見いただいた保護者向けの研修資料として、発達が気になる子どものママ・パパへと書かれた資料をつけております。こちらの資料は、同じものがホームページのほうで見ることができます。保護者向けに教育委員会で作られた資料ということで、情報提供させていただきます。

以上が本日の資料になっております。資料はございますでしょうか。もし何かございましたら事務局のほうへご連絡ください。

では、こちらの資料を基に、進めていきたいと思います。

本日は、本市側の説明を簡潔にし、より活発な意見交換の時間を確保してまいりたいと思います。また、説明の際は画面にも資料を表示しながらご説明させていただきたいと思いますので、どうぞ併せてご覧いただけたらと思います。

なお、ご発言の際には、会場出席の方は挙手をいただいた上でご発言をお願いしたいと思います。池田委員におかれましては、ご発言の意思がある場合は、お手数ですがけれども「手を挙げる」ボタンを押していただきまして、指名が入ったときにご発言ということでよろしく願いいたします。

では、前回の第 1 回の会議で、放課後事業部会の部会長は、岡田部会長ということでご承認をいただいております。本日の進行について、岡田部会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○岡田部会長

それでは、ここからの進行を私が進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、まず議題の 1、児童いきいき放課後事業及び留守家庭児童対策事業の取組状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

○吉田こども青少年局企画部放課後事業担当課長

こども青少年局企画部放課後事業担当課長、吉田でございます。

私のほうから、議題一括してご説明させていただきます。

それではまず、初めに、児童いきいき放課後事業及び留守家庭児童対策事業の取組状況についてご説明いたします。

資料につきましては 2－1、児童いきいき放課後事業の取組状況についての資料をご覧ください。

現在、児童いきいき放課後事業は、大阪市内の大阪市立小学校 280 小学校 1 分校、合計 281 か所で平日の放課後、土曜日・長期休業日に小学生の安全・安心な居場所を確保し、様々な体験活動を通して児童の健全育成を図る取組でございます。

いきいき事業につきましては、3 年に一度、公募型提案方式で運営管理委託事業者を決定してお

ります。令和3年から5年につきましては、4団体での運営となっております。活動日・時間につきましては、学校実施中の月から金曜日は、授業終了後から18時まで、それから土曜日、長期休業日は8時30分から18時まで実施しています。

それでは、2ページをご覧いただきたいと思います。

4事業者の時間延長の実施条件となっております。

現在、朝夕合わせて140校ほどで時間延長が実施されています。

続きまして、3、4ページについて、活動内容と主ないきいき活動のスケジュールの例です。活動室ごとにいろいろ取り組んでいただいておりますが、主な例ということで挙げさせていただいております。

続きまして、5ページですけれども、資料2-2に移ります。

これにつきましては、前回、第1回放課後事業部会におきましてお伝えしておりました今年度のいきいき活動室の現況調査を行いまして、調査から見えてきた点につきましてご紹介をいたしております。

まず、自主学習タイムにつきましては、全てのいきいき活動室281活動室に設定をしております。いきいき活動室によって多少差はありますものの、活動室としては平日で100分から120分を学習タイムとして設定しております。子ども個人の平均的な学習時間は50分程度となっております。内訳といたしましては、宿題タイムを30分、残りの20分で読書や調べ学習など、宿題以外の自主学習に取り組んでいます。

また、土曜日、長期休業日の平均的な全学習タイムは60分程度となっております。うち宿題に取り組む時間として30分、残りの30分ほどを主に読書や調べ学習などの時間としています。

なお、上記の自主学習タイムでの読書活動とは別に、読書タイムを設定しているいきいき活動室が78%、219活動室あります。

その詳細につきましては、次ページに掲載しております。

読書タイム事業の取組の内容といたしましては、多い順にグラフ化しております。指導員による読み聞かせ179室、81.7%、学校図書室の利用152室、69.4%、紙芝居126室、57.5%などが大きなところで行われております。

また、実施数が少なく、グラフにはならなかった取組ですが、熱心な取組をその他として7ページに掲載しております。読書カード等の活用が14室、本の帯づくりが8室、それから読書郵便が7室、さらに発展的な取組といたしまして、テーマに沿った本の紹介をするブックトーク、これが2室、それとまた、本の紹介コミュニケーションゲームでありますビブリオバトルを2室実践していることもわかりました。いきいきにおいて、より児童の読書への関心を高める取組を行っていることが分かったところです。

次のページです。児童が本に手を伸ばしたくなるよう行っているいきいき活動室の環境整備の取組をまとめております。

これも多い順になっております。絵本棚に本を配架しているいきいき活動室が119室、42.3%、こども新聞の購読108室、38.4%、図書室から活動室への本の貸出しを受けているところが60室、21.4%など、それぞれ取り組まれています。

9ページといたしまして、今後に向けてのまとめをしております。

今年度、いきいき活動室の自主学習、読書環境に係る具体的な取組等の調査を初めて実施いたし

ました。現在、大阪市では、大阪市教育振興基本計画や大阪市子ども読書活動推進計画を策定いたしまして、学校の授業以外に読書をしますかという問いに、全くしないと回答する児童の割合を令和7年度までに現状の約30%から23.5%まで下げるという目標を設けているところです。児童いきいき放課後事業につきましても、これらの計画を踏まえた事業ということにもなっておりますので、今回の調査結果をいきいき活動室と共有いたしまして、今後は取組状況を毎年調査し、比較・分析をしながら各いきいき活動室の詳細な状況を把握し、サポートを行い、さらなる活動の充実を目指していきたいというふうに考えております。

続きまして10ページ、資料2-3です。

各事業者で10月から1月にいきいきに参加した児童の保護者に対して実施をいたしましたアンケートの集計結果となっております。

本年度はいきいき参加者が増えておりまして、アンケート回答者が昨年より約2,000名増えています。コロナの影響で参加者数が少し落ち込んでいた時期もありますけれども、コロナ前の令和元年度は1万6,339名に回答をいただいていたので、次年度は今年度よりさらに回答数が増えることを期待しております。

アンケートの結果全体について、令和4年度は73.8%が満足ということになっております。

参考として令和元年度、3年度の結果をつけておりますけれども、それらと比べましてほぼ横ばいというふうに考えております。

現状、いきいきの活動の取組は、コロナ前に比べてまだまだ感染症対策から制限がある状況ですけれども、4月から学校における新型コロナ対策の取扱いを文部科学省が改めて通知するというようになっており、国の通知なども確認を行いながら、引き続き取組内容を工夫し、参加児童、保護者の満足度を高められるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

続きまして、資料3-1、留守家庭児童対策事業についてご覧ください。

現在、留守家庭児童対策事業は、111クラブに対して補助を実施しております。登録人数は、4月当初で3,306人となっております。

次に2ですけれども、放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準の改正というのをご覧ください。

令和5年4月1日から放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準が改正されることになっていきます。改正内容につきましては、1つ目には、放課後児童健全育成事業所、いわゆる放課後児童クラブにおける児童の安全の確保に関する計画の策定等が義務化されます。なお、経過措置といたしまして、来年度1年間、令和6年3月31日までは努力義務という形になります。

2つ目は、放課後児童クラブ外での活動等で自動車を運行する場合に、児童の所在確認が義務化されます。なお、送迎を行うためのバス等の車両を日常的に運行する場合は、児童の所在確認の義務化に加えて、安全装置の装着を行う場合に、1台当たり8万8,000円を上限に補助を行ってまいります。令和4年度に補正予算として80万円を大阪市として計上いたしまして、令和5年度へ全額繰り越して、5年度に取り組んでいきたいというふうに考えております。静岡での認定こども園の事故を受けての取扱いということになっていきます。

3つ目につきましては、放課後児童クラブにおける業務継続計画の策定等が努力義務化されていきます。

そして、4つ目は感染症または食中毒防止のための職員研修及び訓練の実施が努力義務化される、

こういう点が改正をされる内容です。

次に、令和４年度に新規に実施または拡充いたしました補助金の状況をご報告いたします。

３の令和４年度感染症対策のための改修整備事業をご覧いただきたいと思います。

令和４年度、新型コロナウイルス感染症等の感染対策のための改修整備事業を新規に行いまして、16 か所が実施をいたしたところです。

次のページに移りまして、４、令和４年度医療的ケア児を含む障がい児の受入れ強化についてご覧いただきたいと思います。

令和４年度、医療的ケア児を含む障がい児の受入れを強化するために、障がい児の受入れ人数に応じて、最大４名まで追加で職員を配置した場合の人件費を補助するよう、補助内容を拡充したところです。

その結果、令和３年度は障がい児受入れ事業所が 57 か所あるんですけれども、このうち障がい児対応の職員配置の事業所は 26 か所で配置率が 46%であったところが、令和４年度は障がい児受入れ事業所は同じく 57 か所なのですけれども、このうち障がい児対応の職員の配置を行った事業所が 53 か所、配置率は 93%ということとなっています。障がい児受入れ事業所において、大幅に職員の追加配置が進み、ほとんどの事業所で体制強化につながったというふうに考えております。

次のページ、資料の３－２をご覧いただきたいと思います。

こちらは留守家庭児童ということで、放課後児童クラブの保護者アンケートとなっております、その結果を記載しております。

令和４年９月から１０月に放課後児童クラブを利用している児童の保護者に対して実施をいたしました。その集計結果ということになっておりまして、今年度はアンケート回答数が、昨年より 130 名ほど増えておりまして 3,041 名となっています。

アンケート結果全体といたしましては、４項目集計をご覧いただきますと、令和４年度は 82.7%から満足との回答が得られ、令和３年度、コロナ前の令和元年度と比べましても、満足との回答率がやや増える結果となっております。

今後も引き続き、利用者アンケートを実施してまいりたいというふうに考えております。

議題１、いきいきと留守家庭児童対策につきましては以上となります。

○岡田部会長

ありがとうございました。

いきいきと留守家庭児童の対策について、取組状況についてご説明がありました。

何かご質問等ございますでしょうか。

○久保委員

いきいきの指導員の先生たちがかなり不足していると聞いています。１時間、２時間の勤務をするならほかで働いたほうがいいのかということで、なかなか来ていただけないと。この間もいきいきの先生がおっしゃられていました。どういうふうに指導員さんを確保していくかというのは、何か取り組みされていますか。

市 PTA の会議でも声掛けされていますが、ほかに何か手だてはないのでしょうか。

○吉田 こども青少年局企画部放課後事業担当課長

児童いきいき放課後事業につきましては事業者に委託しておりますので、事業者で雇用していただくということが基本になります。事業者が人材確保に向けて取組を行ってはいますけれども、その際に、チーフ指導員となるような方々につきましては、今のところ、保育士資格を持っておられたり、あるいは教員資格を持っておられたり、あるいは一定のいきいきの中で活動経験のある方をチーフ指導員という形で各事業者が雇用されているのですけれども、そういった教員OBの方とかの確保については、校長会等を通じて確保してもらうようにということでご案内を、校長会のお時間を借りて、事業者のほうから呼びかけをさせていただいたりとかしております。

また、スタッフ指導員につきましても、チラシをつくって、区役所を通じて各地域にお声がけをいただくよう、事業者が区役所を通じてそういった取組も行ったりもしているところです。

ただ、先ほど委員がご指摘いただいたようになかなか、1時間、2時間働くのであれば、他で働くというのは、恐らく時間給に基づく賃金でおっしゃっているのかなというふうに思っていて、実際、スタッフ指導員が時間当たり 1,030 円ということで、非常に今、最低賃金に近いところまできておりまして、そこは前々回に中山委員からもご指摘いただいたのですけれども、我々としても課題認識は持っております。来年度もこのままいきますと最低賃金は上がりますので、それを超えるところで予算確保が必要ということで今考えております。

ただ、再来年度以降は、また新たに事業者選定、先ほど申し上げましたが令和3年から令和5年は現在契約している事業者に実施いただきますが、その次の年度からの事業者募集に向けて、いきいき活動をどうやっていくとか、あるいはどうやって人材確保していこうとかということについては内部でも議論を始めております。今すぐには答えはないですけれども、課題認識として持っている点につきましては共通ですので、そこを何とか再来年度に向けて、賃金もそうですし、賃金を上げていくのであれば、市民にそれだけ納得していただけるような、市民にも説明できるような内容で、どのような賃金アップなり、いきいきの内容充実とかが図られるのかということは検討していきたいというふうに思っています。

○久保委員

ありがとうございます。

○松田 こども青少年局企画部長

決して最低賃金のままで良いと考えているわけではなく、指導員の賃金を上げていきたいと思っています。社会的な役割を果たしている方々が、頑張っていただいているところは十分認識していますので、どういう形で応えていくか等、これから議論していく必要があると思います。

今、課長が申し上げたように、再来年度に向けて予算を組んでいかなければいけませんので、その辺はきっちり議論していきたいと思っています。

○久保委員

ありがとうございます。

○岡田 部会長

今、国が少子化対策に破格の予算をつける方向で話が進んでいます、いきいきは大阪市独自の予算でしょうか。

○吉田こども青少年局企画部放課後事業担当課長

いきいきは、大阪市独自事業ですけれど、形としては放課後子ども教室というのがありまして、それは文部科学省が、学校の空き教室を利用したりとかして、地域と学校の協働作業で体験プログラムとか自主学習とかを進めていこうという取組がありまして、そこに合致する部分については文科省から補助をいただいています。また、厚労省の放課後児童クラブに係る補助金も一定の教室確保等ができるいきいき活動室については厚労省の補助ももらったりしながら、工夫をしながら予算確保には努めているところです。

○岡田部会長

大阪市の努力以外にも、国へ期待するものはありますでしょうか。

○吉田こども青少年局企画部放課後事業担当課長

文部科学省の人件費にかかる補助金は最低賃金が算定のベースになっているものがあります。補助金対象には時間の上限等もあり、さらに最低賃金単価により算定されるため、いきいきは全額が補助対象となっていない状況があります。文科省としては地域の方に来ていただくのはボランティア的なイメージで捉えられているのかなという感じです。

ただ、実際、安全・安心ということで、学校を使って指導員に来ていただいていますので、本当に、先ほど部長が申し上げましたけれども、最低賃金みあいのままでいいのかという、そういったことにつきましては、今後議論していきたいなと思っています。

○松田こども青少年局企画部長

昨年、保育士さんの給料が安いという議論があって、厚生省からの通知で3%、9,000円分上乗せしますという話がありました。留守家庭児童対策は厚労省の管轄になるので、保育士の賃上げと同じように学童で働く指導員について反映はさせてもらえていたのですけれども、ただ、いきいきのほうは委託事業という枠組みがあって、そこをスムーズに反映するということができなかったため、その辺を次の契約のときにどうするかという所を整理していく必要があると考えているところです。

○岡田部会長

ありがとうございます。

どうぞ。

○中山委員

留守家庭児童対策事業の資料の3-2にある令和4年度の児童クラブ保護者アンケートの中で、児童クラブというのは当然、学校とは別の民間のところだと思いますけれども、今、大阪市内に何箇所ぐらいあるのですか。

○吉田 こども青少年局企画部放課後事業担当課長

今、111箇所に補助をしています。

○中山 委員

先ほど話されていましたが、現在コミュニティスクール促進を図っていると聞きます。また、あらたに社会教育士とかユースワーカーとかいうような名前が出てきているんですけども、実際そういう人材は大阪市でどの程度おられるのか。

社会教育士という名前が結構、文科省の文章の中に出ているのですけども、大阪市の中でそういう資格を持った人はおられるのか。それと、ユースワーカーというのはどういう人材の人がそういうのをやっておるのか。NPO法人にそういう資格を持った人がたくさんいるということらしいのですけども、実際にそういう人がどこでどういう活動をしているのかというのが全然私どもは分からない。そのあたりが把握できているのであればお聞きしたいなと思います。

○岡田 部会長

まず、社会教育主事という資格がありまして、これは学校の指導主事と社会教育主事という2つ、主事があるので、これは教育公務員特例法で定められた専門的教育職員というふうになっております。皆さん、指導主事さんというのはよくご存じで、学校の先生をされていた方が教育委員会事務局へ行って、指導的な立場になると指導主事というふうになるんです。社会教育主事というのは、別途社会教育をする者を指導する立場の人で、資格を持っていると、教育委員会に勤めている人が任用され、社会教育主事を名のつていいというふうになっているわけです。

今、その制度は厳然として社会教育法に定められて存在するのですが、これをもう少し広げようということで、社会教育主事と同じ資格を持っている人が教育委員会に採用されていなくても、それ以外のところで社会教育士を名のつてもいいですよというふうになっています。ですから、社会教育に関する勉強をした人が社会教育士と名のつて、教育委員会事務局以外であったり、民間であったりの中で活動してもいいですよというふうになっています。

それで、先ほどおっしゃられていたコミュニティスクールとの関連でいいますと、文科省は地域学校協働推進員というのを設定してもいいですよと。そういう人を採用して、学校の中で地域と学校が協働して動いていく役割を推進する人を教育委員会の中に置いてもいいですよというふうになっていて、それは地域の人を任命するとかいうこともあるみたいですけども、そういうところに社会教育士の資格を持っている人を地域学校協働推進員に充てたり、全く資格はなくても、そういう人を教育委員会として学校と地域のつなぎ役として置くというふうなことを今、推し進められているところです。

これまで社会教育主事については、社会教育主事任用資格という形で、大学で単位を取って、地方公務員として教育委員会に採用されないと名乗れなかった。そのほかになる方法としては、教育委員会の社会教育関係の部署に勤め、社会教育主事講習というのが国立大学で年に1回、あちこちで行われていますので、それを受講して主事の任用資格を取って、それで教育委員会から任用され名乗るというふうな形だったんです。

今、文科省は社会教育士を、この資格を持った人に地域の中でいろんな形で活躍していただきましょうという旗振りはしていますけれども、それが何か職業的位置づけがあるかということ、必ずし

もそうではないというようなところです。だから、名刺に刷り込んでも構わないと。社会教育士を名のってもいいというような形にはなっております。

○中山委員

何かその辺がさっぱり分からなくて、新しい言葉は横文字ばかりで、この前、文科省に対して、日本人であれば、横文字、片仮名の文字は使用せず日本語で書けと話したところです。

○岡田部会長

大阪市は市内全小学校区にある 281 か所のいきいきと 111 か所の放課後児童クラブということは、111 か所については両方あるということですか。

○吉田こども青少年局企画部放課後事業担当課長

同じ小学校区で何クラブもあるところもありますので、必ずしもそうではありません。

○岡田部会長

111 小学校区というわけではないと。

○吉田こども青少年局企画部放課後事業担当課長

ないです。ただ、1つのクラブで3つの小学校区を請け負っておられる場合もありますので、一概に言えないと思うんですけど。ただ、放課後児童クラブのない小学校区はたくさんありますね。

○岡田部会長

一時、一体化というのが議論になりましたよね。放課後こども教室と放課後児童クラブを一体的にしましょう。大概、放課後児童クラブのほうが長い時間預かっていただくから、いきいきが終わった後にこっちに行くというようなことを推進する議論もあったように感じます。

○吉田こども青少年局企画部放課後事業担当課長

文部科学省と厚労省で示されている一体化というのは、大方のところは学校で放課後児童クラブを持っている自治体とかが取り組んでいるような形になっていまして、一方で、放課後子ども教室というのは毎日やっていたりとか、月に何回とか週に何回とかやってるようなところへ、放課後児童クラブへ来られているお子さんも参加できますよと、そういう一体化なんですね。

大阪市がやっているいきいき活動は、留守家庭児童も含めて全児童対象に受け入れましょうというやり方なので、国とかが言っている一体化とは少し違うやり方なのかなとは思いますが。

○岡田部会長

教育委員会での地域学校推進員の活動内容についてはなにか議論はありますか

○吉田こども青少年局企画部放課後事業担当課長

それは、今議論されていましたが、各小学校、それから各中学校区で地域学校協働活動を推

進していこうということで、今、議論途中なのですが、大阪市ではぐくみネットというのが小学校区であって、中学校区で元気アップ事業というのがあって、そういったところで取り組まれている方々に地域学校協働活動の推進に携わっていただくというようなことで、教育委員会として今、議論が進められているところです。

このいきいき活動もその一つの事業になっていまして、地域学校協働活動の中の一つの事業でいきいき活動もあるという位置づけになっています。

○岡田部会長

ほか何かありますでしょうか。

○久保委員

3件保護者の方からお声をいただいております。

基本的にいきいきや放課後デイは食事は出ません。ただ、最近、こども食堂やこどもの居場所づくりが取り上げられています。目的としては、子供がきちんとした食事を取れる環境づくり、毎日食事を提供する保護者の負担軽減などがあると思います。そういったところに行くと、大抵の場合、レトルト食品などの食材をお土産として頂きます。これらの食材は寄附や地域こども支援ネットワーク事業から頂いたものとのことです。こうなったらいいなと思うことは、いきいきや放課後デイもそういったところと連携し、食材を調達し、子供たちに持って帰ってもらえればいいなと思います。そうすれば、保護者の負担が少しぐらい軽減できるし、子供たちのおなかも満たされるのではないかと思います。どうもたくさん寄附はあるが、配布先に困っているような状況もあるようですということです。

もう一人、ちょっと厳しめな意見かなと思うんですけども、いきいきについて、設備もいまいちで、予算もマンパワーも足りていないなというのはずっと変わらない。もっと税金を使ってでも、働く両親や子供を支えてほしい。いきいき活動に携わっている人たちはすごく親切な方が多いですが、中には、少しでも遅れると、若い親には特にあからさまに不機嫌に対応したり、威圧する人もいます。子供を預けるので、親としては不満があってもなかなか言えないです。不満を目の前の保護者にぶつけてしまうようなお給料なのかもしれません。お金で解決できそうなことがいろいろありそうだなと思っています。ということです。

あと1件。現在、いきいきは一時預かりのイメージがあり、長期にわたって通い続けるところというよりも、放課後に児童館代わりに行くイメージかもしれません。人数に対し先生も少ないと思いますし、先生になるための条件も広い気がします。高学年ほど出席しなくなるようですというお声、3件いただいてきましたのでお伝えしておきます。

高学年の子たちは、自分たちで友達と公園で遊ぶほうがいいんじゃないですかねというのを返しておいたんですけど。私の見る限りそんな感じなので。

以上です。

○岡田部会長

ありがとうございます。

○名城委員

放課後児童クラブの施策でいきますと、私のところは保育園の中で行っているんですけど、ほとんどのところが共同経営なんかで運営することが多くて、保護者の方が運営をしています。保護者の方が指導に当たって、おうちも借りて補助をいただいて運営しているという形になっていて、やっぱり利用料がどうしても必要になってしまいますので、どうしても2万円ぐらいになっているんじゃないかと思います。

逆に、引っ越しを考えても家賃とかも高く、場所をそもそも貸してくれるところがない。学童保育で利用したいという断られることが多くて、場所選びから難儀している状態なんです、全体に。さらに、運営自体も保護者の方たちが、仕事をしながら、行っています。会計経験などない普通の方が集まっていますので、なかなか存続が厳しいんだということは聞いています。

なかなか現実が厳しいのは重々分かっているんですけども、国のほうも家賃補助というのがあるみたいで、そういった補助も必要ではないかと感じています。

○吉田こども青少年局企画部放課後事業担当課長

これについては、国の家賃補助の趣旨はまた違うんです。いろいろご署名とかでも頂戴するんですけども、国は、待機児童があるところに対して、新たに開設した場合については、平成27年度以降に開設したところに対して家賃補助をしましょうということで、一般的な学童に対して全部家賃補助をしましょうということではありません。大阪市は家賃補助がないということと言われるんですけども、そこちょっと誤解があるんです。

○岡田部会長

もともと制度が違うということですね。

○吉田こども青少年局企画部放課後事業担当課長

そうなんです。一般的には運営費を子供の人数当たりでお渡ししてまして、その中で家賃も払って取組みましょうというのが国の考え方ですので。国も一部補助という考え方で、全部を補助して、補助という丸抱えで学童を運営していきましょうという考え方ではないんです。なので、利用料と運営補助で合わせてやっていきましょうというのが学童の考え方です。

○岡田部会長

ニュースで聞いたのですが、大阪市は18歳以下と妊婦さんにはお米券を配るとかという事業があるのですか。

○吉田こども青少年局企画部放課後事業担当課長

大阪府の事業です。

○岡田部会長

大阪市民も同じように対象になるのですか。

○吉田 こども青少年局企画部放課後事業担当課長
はい。

○岡田 部会長

こういう事業の活用について、大学生も状況は同じなんです。結構、食べるものに困っているという学生もあり、そういうところからお米支援とかレトルトの支援とか、時々回ってくるんですけども、学生は大喜びでもらっています。そういうのをうまいことやればいろいろとできるかなと。

○吉田 こども青少年局企画部放課後事業担当課長

行政がやるところなので、全員が享受できるとか、一定の所得制限があって、それ以下やったら享受できるとか、そういうのは多分行政としてすごくやりやすい仕組みなんだと思うんです。

ただ、こどもの居場所という点でいいますと、今は大阪市こども青少年局で別の部署が取り組んでいますけれども、まず居場所立ち上げにかかる費用については補助していきましょう。あとは、今、黄色信号みたいな子供たちをそこへ集めて、こども食堂をやったり学習支援とかの取組をするところは行政以外で取り組み、行政は、やっぱり赤信号のところに対してきっちり税を投入してやっていきましょうというのが行政の役割になると思います。

そのことから、居場所の立ち上げみたいなのところの支援はやっていきましょうということで、こども青少年局の別の部署で取り組んでいます。

○岡田 部会長

この放課後事業をどう位置づけするか。貧困層までのカバー、そういうような事業をするのかどうかというところが論点になってきますので、そこに今申し上げたような公平性の問題とか、あるいはそのバランスを考える必要があります。事業の税のかけ方をどうするのかという議論もしていく必要があると思います。今困っている人が多いから放課後事業もこうしようということではないでいくのは、エビデンスに乏しくちょっと課題があるのかなという気はしています。

○吉田 こども青少年局企画部放課後事業担当課長

需要はあると思います。しかしながら、ここに税金を投入するという国民の合意、市民の同意と確認というのがやっぱり要るんだろうなと思います。

○岡田 部会長

ありがとうございました。いろいろご意見いただきました。

それでは、続いて議題の2つ目ですが、令和5年度の当初予算案について、ご説明をお願いします。

○吉田 こども青少年局企画部放課後事業担当課長

引き続きご説明させていただきます。

資料4をご覧くださいと思います。

令和5年度当初予算案につきましてご説明申し上げます。

令和5年度予算につきましては、児童いきいき放課後事業につきましては41億9,800万円、留守

家庭児童対策事業につきましては10億5,900万円を計上しております。

児童いきいき放課後事業につきましては、事業内容も精査しつつなんですけれども、光熱水費がこの間上昇してきていると、そういった分、それから、コロナで3密を避けるために活動室を別にまた設けて、密を避けるために別に活動室を設けた際に発生いたします人件費、あるいはまた、先ほどから議論いただいています最賃上昇に伴う人件費ということで、2,500万円の予算増ということになっております。

留守家庭児童対策事業では、国が補助金を改定していただいておりますので、それに伴って大阪市の運営費の基準等の引上げも行っているところと見えています。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、引き続き来年度も予算を計上しております。

限られた財政状況の中ですけれども、予算の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○岡田部会長

ありがとうございます。

5年度予算についてご説明いただきました。

何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

ありがとうございます。

そしたら、こういう予算で執行されていくということでございますので、よろしく願いいたします。

その他、親力アップサイト等について、事務局のほうからご説明ありましたらお願いします。

○吉田こども青少年局企画部放課後事業担当課長

先ほどご説明いたしました参考資料のほうをご覧くださいと思います。

まず、小学生の放課後、令和5年1月版ですけれども、これをご覧くださいと思います。

これは令和5年1月現在の児童いきいき放課後事業のめくっていただいた中側、全いきいき活動室ということとなっております。それから、裏面が、一番最後のページが放課後児童クラブを実施されているところを掲載しております。この一覧表につきましては、各区役所の子育てのラインに参考としてお渡しいたしておりますとともに、小学校の入学説明会の折にも活用いただけるように、市内全小学校に情報提供をしているところです。

次に、ホームページ、親力アップサイト関係資料をつけております。

これは、第1回の放課後事業部会におきまして、委員の皆様方から保護者向けの研修とかいうことを情報提供されたらどうかということでご意見を頂戴した件です。これにつきましては、教育委員会事務局の生涯学習部のほうがこういったサイトを設けておりまして、そちらから情報提供いただきましたので、お伝えしたいと思います。

教育委員会では、子育て家庭を応援するために、家庭教育についての様々なクラブやお役立ち情報を集めた親力アップサイトというのを開設しておられます。また、保護者を対象に、発達がゆっくりの子の入学準備といった講座、先ほど司会の鎌田から申し上げましたけれども、そういった講座を行ったり、あるいはホームページ上で学ぶうちで手軽講座ということで、そういった講座も

幾つか学習内容ということで載せられています。

この参考資料ということで、本日は講座のチラシ、先ほど申しあげました講座のチラシとホームページに掲載されています発達障害、発達が気になる子供のママ・パパへということで学習内容、資料をつけさせていただいております。

前回、私どももこういったパワーポイントとかを活用しながら研修を行っていますということでお伝えしましたが、家庭向けにはこういった形で活用いただけるページをご用意されているということです、参考にとりまして、今回資料をつけさせていただいております。皆様に資料をご覧いただけたらと思います。また、冒頭、部長のほうから申しあげましたけれども、こういった内容があるよということで、お知り合いの方々にご紹介をいただけたらと思っています。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○岡田部会長

ありがとうございます。

前回、指導員への研修資料を見せていただいて、もっと広く保護者の方も見れたらいいよねという話になり、教育委員会が作成している保護者に向けての研修資料をご紹介をさせていただいたということです。

この件について何かご意見ございますか。

はい、どうぞ。

○久保委員

これはもう大阪市のホームページを見たらいいということですよ。

○吉田こども青少年局企画部放課後事業担当課長

はい。

○久保委員

これも、入学準備の講座も載っていたのですか。

○吉田こども青少年局企画部放課後事業担当課長

載っていたのですけれども、本放課後事業部会の時点では、もう講座が終わってしまい、今は掲載されていません。

○久保委員

もう終わっていますもんね。もうちょっと早く知りたかったです。残念です。

では、大阪市のホームページに載っているということで周知させていただきます。ありがとうございます。

○岡田部会長

ありがとうございます。

何か委員の皆様から、こういうことを確認しておきたいというようなこと、ご意見とかはございますでしょうか。

○松田委員

現在、私が働くいきいきでは、7時まで預かるには5人以上の児童の申し込みがあることが条件ですが、それはこれから先もずっと同じ条件ですか。私は、25年間、いきいきの地域指導員をしています。毎年時間延長の申込みがあるのですが、5人に満たないので時間延長が実施されていません。1人しか児童が来ないのに1人また指導員をつけるというのは大変と思うのですが、申し込みされた家庭のことを考えるとせつかく時間延長の制度をやっているのに何でいつも実施されないのかと思いますね。

あと、さっき給料のことで、最低賃金ベースとおっしゃっていただけれども、一回1,100円になったこともあるし、何で下がっていったのかなと。1,100円からぼんぼん下がって行って900円となって、やっと今1,030円に戻ってきたという感覚から、最低賃金に沿って給与が上がっているわけではなかったのに、さっきの説明はちょっと違うのではないかなと思いました。

○吉田こども青少年局企画部放課後事業担当課長

大阪市全体として予算縮小する時期がありまして、そのときに人件費がどんどん下がっていました。今は最低賃金が上がっている分、時給を上げていかないと法律に違反してしまうので上げていているという状況です。

時間延長の件ですが、令和2年度からの事業者を募集する際に、5人以下での時間延長実施の提案をしてくださいという条件を付して事業者を募集しておりました。この5人以下での時間延長の提案部分の取組については、受益者負担で保護者の方に負担いただいております。そうすると、事業者も一定人数集まって、お金をもらって指導員の時間給を出すということになるので、ペイするために5人ぐらい集まらないと人件費が出ないということで、そういう提案になっています。

○松田委員

事業者からの提案だけでなく、大阪市全体として考えられないのかなと思ったので。時間延長そのものを積極的に大阪市内で進めていくべきことを検討する時代なのかどうかということがありまして。

○吉田こども青少年局企画部放課後事業担当課長

一方で、働き方改革という議論もされている中で、できるだけそういった、お子さんを長時間預かるということだけでなく、環境を変えていこうという取組もやっています。今おっしゃっていた延長自体があるべきという形で進めるべきかという点は、そことの関係で、これは議論しないといけないと思います。あとニーズも分析していかないといけない。おっしゃったように5人集まっていないから諦めたという方が一定数いるというのは報告を受けています。今の社会情勢、社会の進むべき方向性ととともに議論していくべき課題かなというふうに思っております。

○岡田部会長

放課後施策で児童を預かってくれるとなると、その分働けますよとなってしまう。働き方改革になかなかつながらないとかもあるのかなと。事業者さんのほうにも一定努力をいただきたい、会社にも努力いただきながら、子育て中は勤務時間もちょっとフレックス的にできるとか何かそういった、社会全体で取り組んでいただきたいというのはあるのかなと思います。

○松田委員

あと、賃金について。最賃が上がり、あわせて給与が上がること自体はうれしいですが、一方で、今、指導員で働く人の中には扶養控除の 130 万円の壁があり、一人当たりの働く労働時間がどんどん減っていく。現場では、それで働ける人数が足りなくなっている。だから、3 月なんか、年間を通じて勤務されている方はみんな休んでいるなど。もう入れられない。いつも 15 日、16 日ぐらい働いている人が 10 日しか今月は働けないなどの状況がある。

○岡田部会長

社会制度自体がちょっと今、合わなくなっているように感じますね。

○松田委員

指導員の中には、いきいきだけでは、130 万の収入はないけど、ほかの仕事と両方している人、朝は別のところで働いて、昼からいきいきに来ている人も何人かいます。その人達は、やる気はあるけどやっぱり 130 万までの収入の範囲で働くといっています。みんなの給料のことも、人数のことも考えてシフト入れないといけないという感じですね。

○岡田部会長

最低賃金みあいの時給では、人が集まらなくなっているという一方で、給与が上がったら現場で働く指導員が働ける時間が減っている。現場からの貴重なご意見をありがとうございました。

ほかに何か、ご意見よろしいですか。

なければ、それでは、これで事務局へお返しさせていただきます。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課担当係長

岡田部会長、ありがとうございました。

本日の議事に関しまして、これで終了となります。

どうも皆様、ありがとうございました。